

令和6年度 大田区 認証保育所の指導検査

概要編

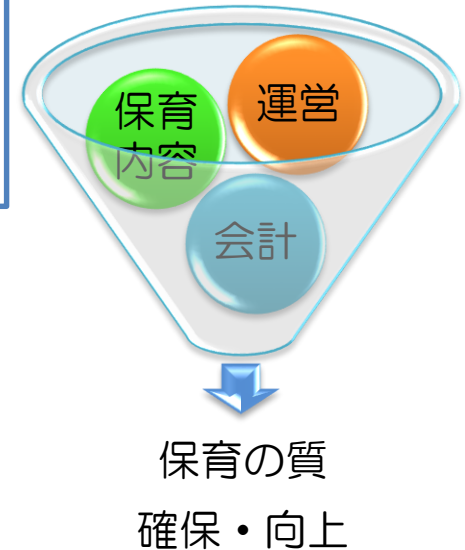
大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
- 3 区の立入調査（指導検査）の流れ
- 4 令和5年度主な指摘・指導事項（認証保育所）
- 5 令和6年度指導検査の重点項目
- 6 大田区指導検査結果の公表

1-1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。（指導検査実施方針）



■ 立入調査（指導検査）の法的根拠

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条 及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が
市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠

（2）大田区認証保育所事業実施要綱第6条（助言及び指導）

区長は、東京都認証保育所事業実施要綱16に定める指導検査を行うほか、次に掲げる事項について
設置者に対して報告を求め、助言又は指導をすることができる。

- ① 保育内容等に関すること。
- ② 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- ③ その他区長が必要と認めること。

1-2 立入調査（指導検査）の根拠

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

└───┬───> 「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉保健局のホームページで公表）

（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

（5）大田区認証保育所運営費等補助要綱第25条（実地調査等）

区長は、認証保育所に関し必要があるときは、いつでも設置者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

2 区長は、設置者に対し、施設の改善、保育内容その他認証保育所の運営に関し指導又は助言をすることができる。

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 東京都の要綱

- ・ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日 12福子推第1157号）
- ・ 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日 15福子推第1032号）

■ 大田区の要綱

- ・ 大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年9月21日決定）
- ・ 大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日決定）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、補助要綱の要件、利用者負担額等の受領に関する内容
- ②管理運営に関する内容（規程の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

■ 指導監督に関する基準

- ・ 東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉保健局指導監査部制定）
- ・ 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準(令和2年7月16日 2こ保第11557号)

3 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（**検査は1日（午前9時30分～午後4時）を予定**）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

次回検査
への反映

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

2 確認監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても確認監査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

4-1 令和5年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 運営管理・会計経理

No	文書指摘	件数
1	施設長は施設の管理業務に専任すべきところ、施設長が他の業務を兼任していた	2
2	救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。	1
	合計	3

4-2 令和5年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 保育内容

No	文書指摘	件数
1	開所時間中2人以上の保育従事職員が配置されていない。	2
2	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策をしていない	2
3	調理・調乳担当者の健康チェックが未実施である。	1
4	開所時間に常勤有資格者が配置されていない。	1
5	献立表が未作成である。	1
6	事故簿が未作成である。	1
	合計	8

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- エ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- オ 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

5-2 令和6年度 指導検査の重点項目（保育内容）

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(ア) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか

(イ) 保育所保育指針に準じて適切な保育（こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育）が行われているか

(ウ) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか

(エ) こどもの健康状態を適正に把握しているか

イ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか

(ウ) 安全点検を定期的実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか

(エ) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか

(オ) 上記（ア）～（エ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか

(カ) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか

- ア. 収入・支出等の会計処理が適正に行われているか
- イ. 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか

6 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地
- ② 施設名称
- ③ 設置者
- ④ 検査実施日
- ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容
- ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども家庭部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査(検査)結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) ⇒ 指導監査(検査)結果報告書)